令和８年第８回玉野市教育委員会　会議録

Ⅰ　期　　日

令和８年６月25日（木）

Ⅱ　会議時間

開会時間：14時00分
閉会時間：15時00分

Ⅲ　出席委員

教育長　多田　一也	教育長職務代理者　小野　文子
委員　　横山　純子	委員　　板倉　宏
委員　　前田　和郎	

Ⅳ　欠席委員

なし

Ⅴ　説明のため出席した職員

教育次長　琵琶　学	
教育総務課長　清輔　一智	学校再編推進課長　森　真志
学校教育課長　濱浪　雅登	就学前教育課長　尾﨑　正道
社会教育課長　久富　真吾	

（書記）遠藤　真由

Ⅵ　会議内容

１　開　　会

２　会議録の承認

（１）令和８年第６回教育委員会会議（令和８年４月 24 日）の議決事項等について

教育長の報告：寄贈について
会議録の承認：なし
議　　事：議案第 14 号　玉野市公民館運営審議会委員の委嘱について
協　　議：令和８年度教育行政重点施策（第１稿）
報　　告：玉野商工高等学校の今後について　他３件
請願・陳情：学校統廃合に関する要望書兼公開質問書
そ の 他：令和８年５月／６月　行事予定　他２件

（承認）

３　教育長の報告

宇野小学校はプールの老朽化に伴い、オーバルで二学年ずつ水泳授業を行っており、５・６年生の授業を見学した。移動はスムーズで天候の影響も受けないという利点がある一方、初回のため説明が長く、プールサイドに出るまでに時間がかかってい

た。しかし、子供たちは良い笑顔で授業を受けており、民間プールの活用は非常に有効だと感じた。今後も宇野小学校から情報収集をして報告するが、今回の良い事例を他校へも横展開できればと考えている。

また、先日新庁舎の内覧会に参加した。備品が搬入されていないため広く感じたが、全体的にはコンパクトな作りであった。

４　議　　事

（１）議案第 18 号　令和９年度玉野市立高等学校教科書図書の採択について

（本件は、玉野市教育委員会会議規則第６条第１項第５号及び第６号に該当する事項であるため、非公開とすることを可決した。よって本件の会議録は公表しない。）

（２）議案第 19 号　玉野市立小学校、中学校及び高等学校通学区域に関する規則の一部改正について

（学校教育課長）　資料により説明

提案理由は、学校再編を推進するにあたり、統合校の設置、学区の見直し等について所要の事項を定める必要があることから、学校に関する条例の一部改正に伴って所要の改正を行うもの。

改正の内容として、第４条に調整区域に関する事項を追加している。これは令和７年３月に計画された玉野市立小中学校適正規模適正配置計画の中で示されている、築港、玉、後閑の一部の地域（以下、「調整区域」という。）について指定学校か選択校かを選択できることを定めるもの。所属する学校の再編後から令和１５年度までの間、その調整区域に居住する方について適用され、今回は後閑小学校の閉校に伴い、後閑の一部地域に居住されている方についての調整区域を定めたものとなる。大枠として、新たな統合校として玉野中央中学校、玉野東中学校を設置し、学区を改めている。また、後閑小学校は閉校とし、その区域は胸上小学校へ統合するというような形で記載している。改正のスケジュールについては令和９年４月１日を予定している。

（横山委員）　第４条の後半で「調整区域内に居住する中学校就学予定者に限り、卒業した小学校が指定校となる」と定められている。例えば、調整区域である後閑小学校区の子供が田井小学校を選択して卒業した場合、中学校の指定校は玉野中央中学校になると思われる。しかし、その時点で玉野東中学校に入学したい場合は指定校変更の扱いとなり、原則として通学費用は保護者負担になるはずである。そうしたケースについては、規定の中で柔軟に対応するということだろうか。規定自体はこれで良いと思うが、交通費については配慮した方が良いと考える。

（学校再編推進課長）　基本的な考え方として、後閑は調整区域であるため、田井小学校か胸上小学校のどちらかを選択することになる。田井小学校の場合は

中央中学校が、胸上小学校の場合は東中学校が指定校となる。しかし、指定校の考え方はあくまで居住地に基づくものであるため、後閑小学校区の子供は本来であれば胸上小学校が指定校であり、そのまま東中学校へ進学することになる。居住地からの距離的な問題を考慮し、調整区域として田井小学校への通学も可能と定めているため、田井小学校へ通学し、中学校へ進学する段階で東中学校を希望するイレギュラーなケースについては、指定校変更ではなく、本来の指定校への進学という考え方になるのではないか。

（横山委員）　その考え方に基づくのであれば、先ほどの「また」以降の記述は修正が必要だと思う。卒業した小学校の進学先を、このケースでは玉野中央中学校と指定してしまっている以上、東中学校へ進学する場合には、指定校変更の手続きを踏まなければならなくなる。

（学校教育課長）　学校教育課としては、現状記載されているとおり、卒業した小学校の学区の中学校を指定校として整理している。今回のケースでは、そのまま中央中学校へ進学することを想定しているため、スクールバスの費用を市が負担するかどうかについては、今後検討していく。

（横山委員）　規定としてはこの作りでいいが、スクールバスの運用上の規定で配慮が必要と思った。

（学校教育課長）　今の計画上は令和１５年まで随時この規則を変更しながらいくものであって、最終的にはこの調整区域の項目はなくなると思っている。ご指摘の点も踏まえながら、検討して回答する。

（多田教育長）　現在の後閑は調整区域であり、田井小学校と胸上小学校が選択できる状態にある。胸上小学校を選択した子供が中央中へ行きたいと希望する場合は、指定校変更の扱いとなり、通学費用は本来自己負担となるため何の問題もない。しかし、平地で移動しやすく集団教育を求めて田井小学校へ進学したものの、やはり小規模校を希望し、かつ元々の居住地がそこにあるといったケースに対する教育的配慮は、今後行っていかなければならない。

（琵琶教育次長）　調整区域の指定校変更とスクールバスの費用負担について、改めて検討し、最終的に調整の上、次回報告する。

（３）議案第 20 号　玉野市社会教育委員の委嘱について

（社会教育課長）　資料により説明

６月末をもって委員の任期が満了することに伴い、新たに委員を委嘱するもの。新規委嘱予定者は５名で、その他５名については、前回から引き続き再任する。なお、任期は令和８年７月１日から令和 10 年６月末までの二年間となる。

（４）議案第 21 号　玉野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

（社会教育課長）　資料により説明

今年度策定する玉野市スポーツ振興計画の審議に向け、スポーツ推進審議会委員を委嘱する。学識経験者であるＩＰＵ環太平洋大学教育学科教授の早田剛氏をはじめ、市内スポーツ関係団体や施設関係、小中体連盟などから11名を委嘱する予定である。なお、任期は令和８年７月１日から令和10年６月末までの２年間である。

（原案どおり可決）

５　協　　議

なし

６　報　　告

（１）最近のいじめの状況について

（本件は、玉野市教育委員会会議規則第６条第１項第５号及び第６号に該当する事項であるため、非公開とすることを可決した。よって本件の会議録は公表しない。）

（２）玉野市青少年問題協議会委員の委嘱または任命について

（社会教育課長）　資料により説明

本件は、委員の人事異動に伴い、残りの任期について新たに５名の委員を委嘱または任命するものである。本協議会の委員は、市議会議員、関係行政機関、学識経験のある者の中から任命している。任期は本日から令和９年７月31日までとなっている。

（３）玉野市スポーツ推進計画の策定について

（社会教育課長）　資料により説明

本市では平成26年３月に玉野市スポーツ推進計画を策定し、これまでスポーツ施策を推進してきた。この前計画は令和５年度末をもって計画期間が終了したことから、国のスポーツ基本計画の動向や社会情勢の変化、本市の実情を踏まえ、今年度中に新たな計画を策定する。

新計画の期間は令和９年度から18年度までの10年間を予定しており、策定にあたっては、生涯スポーツの推進や子供の体力向上、学校部活動の地域展開への対応、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりなど、様々な課題に取り組んでいく。また、学識経験者や各スポーツ関係団体、学校体育関係者等で構成される玉野市スポーツ推進審議会を設置し、専門的な知見や市民、現場の声を反映させながら策定を進める。

今後のスケジュールとしては、７月以降に３回の審議会を開催し、市民アンケートやパブリックコメントを踏まえ、今年度末の計画策

定を予定している。今後は審議会において、本市のスポーツを取り巻く現状や課題等を整理し、基本理念、基本目標、具体的施策などについて協議を進めていく予定である。

７　その他

（１）令和８年７月／８月行事予定

（教育総務課長）　資料により説明

８　閉　　会

次回、教育委員会は令和８年７月９日（木）14:00から開催するので参集願う。以上で、令和８年第８回教育委員会を閉会する。

会議録調整者	書記	遠藤　真由
会議録署名委員	教育長	多田　一也
	教育長職務代理者	小野　文子